

議案第 18 号

墨田区道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 24 年 2 月 15 日

提出者 墨田区長 山 崎 昇

墨田区道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例

墨田区道路占用料等徴収条例（昭和 47 年墨田区条例第 12 号）の一部を次のように改正する。

別表令第 7 条第 4 号に掲げる仮設建築物及び同条第 5 号に掲げる仮設収容施設の項の次に次のように加える。

令第 7 条第 6 号に掲げる施設（高速自動車国道及び自動車専用道路以外の道路に係るものを除く。）	上空、トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの	階数が 1 のもの	占用面積 1 平方メートルにつき 1 年	A に 0.006 を乗じて得た額
		階数が 2 のもの		A に 0.008 を乗じて得た額
		階数が 3 のもの		A に 0.011 を乗じて得た額
		階数が 4 以上のもの		A に 0.012 を乗じて得た額
	その他のもの	A に 0.024 を乗じて得た額		

別表中「第 7 条第 6 号」を「第 7 条第 7 号」に、「同条第 7 号」を「同条第 8 号」に改め、「自動車駐車場」の次に「（同号口に掲げる道路に係るものを除く。）」を加え、「第 7 条第 8 号」を「第 7 条第 9 号」に、「第 7 条第 9 号」を「第 7 条第 10 号」に、「第 7 条第 10 号及び第 11 号」を「第 7 条第 11 号」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

道路法施行令の一部改正により、引用条文に移動等があったことに伴い、所要の規定整備をする必要がある。